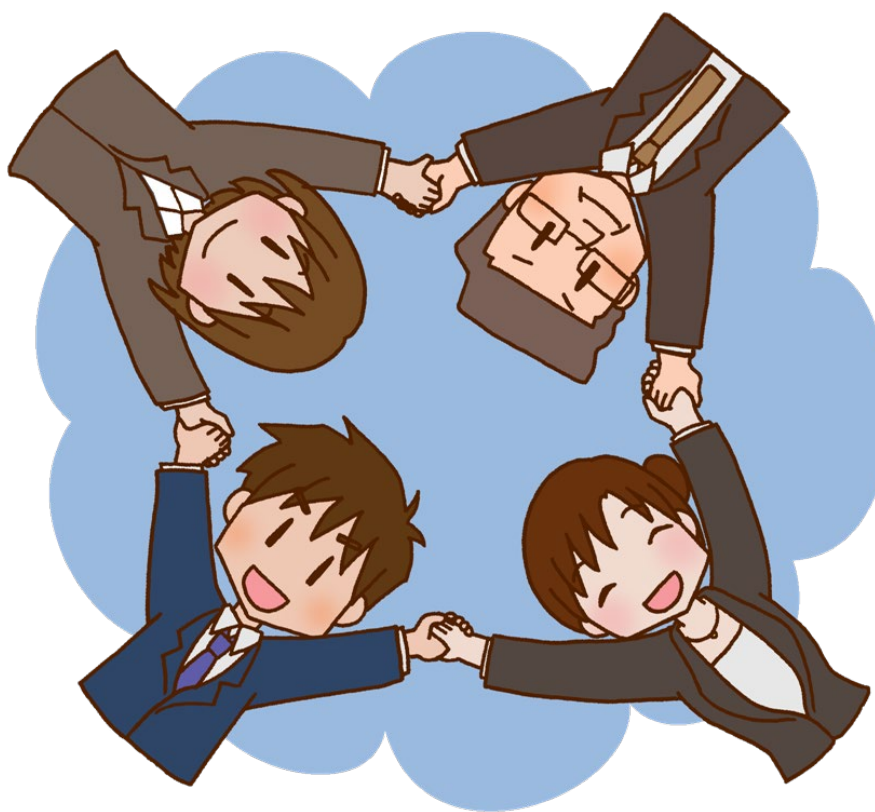


概要版

# 第2次桜川市男女共同参画推進プラン 後期実施計画（案） （令和6年度～令和10年度）



令和6年3月

桜川市

## ● 計画策定の趣旨

- ◇ あなたは、**男**らしさ・**女**らしさという固定観念にとらわれていませんか。
- ◇ 家事や育児、介護などに、家族が協力していますか。
- ◇ 地域で、意識的に、または無意識で、男性と女性の役割を分けていませんか。
- ◇ 職場は、性別と関係なく、誰もが能力を発揮できる環境にありますか。

平成31年に「第2次桜川市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりに取り組んで5年が経過しました。しかし、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という意識は現在も根強く残っており、一人ひとりの生き方や生活の選択の幅を狭める要因ともなっています。

女性も男性も、家庭や地域、社会の中でいきいきと輝くことが期待されています。その実現のために、「第2次桜川市男女共同参画推進プラン後期実施計画」を策定します。

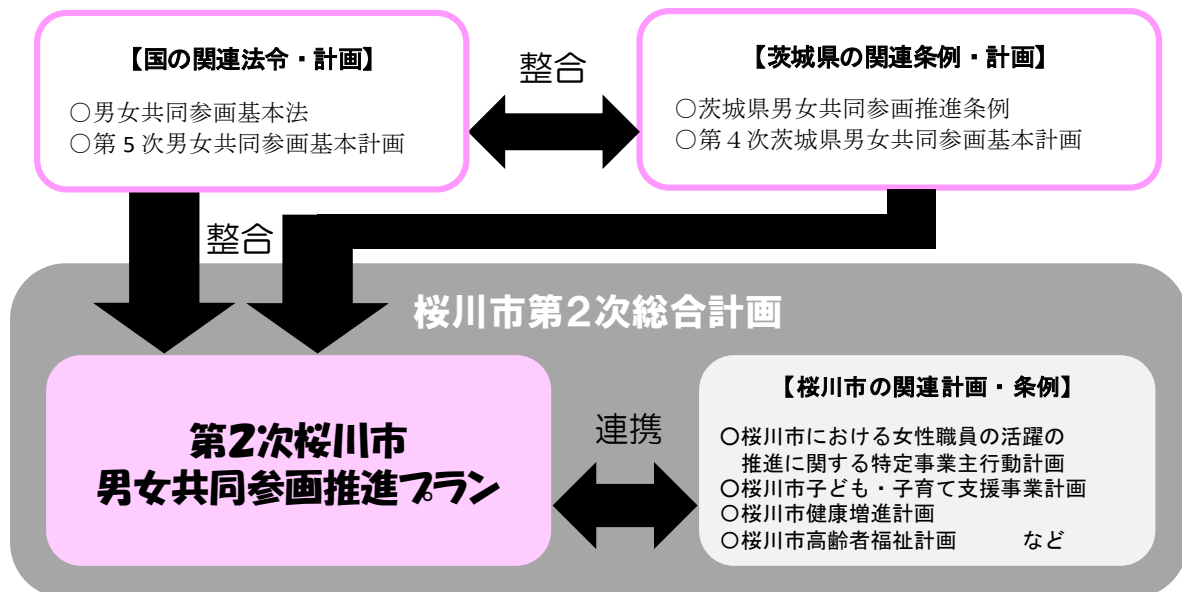
男女共同参画社会とは：  
男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

- 男女共同参画社会基本法 -

## ● 計画の性格・位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく『市町村男女共同参画計画』です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく『市町村推進計画』及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく『市町村基本計画』を含んでいます。

国や茨城県の計画・条例、「桜川市第2次総合計画」や市の関連計画との関係は以下のとおりです。



## ● 計画の期間

この計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間です。



## ● 計画の基本理念

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、女性の労働意欲は増々高まる傾向にあります。急激な少子高齢化や人口減少が進む中、そうした意欲に応え、社会において女性の能力が十分に発揮できる環境を整備することが求められており、そのためには、市民、事業者、行政が一体となって、あらゆる分野で男女がともに協力し責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを、更に進める必要があります。

本計画では、基本理念を以下のとおり定め、「男女共同参画」に関する施策を総合的に推進することとしました。

「お互いを認めて築く共同参画社会 桜川」

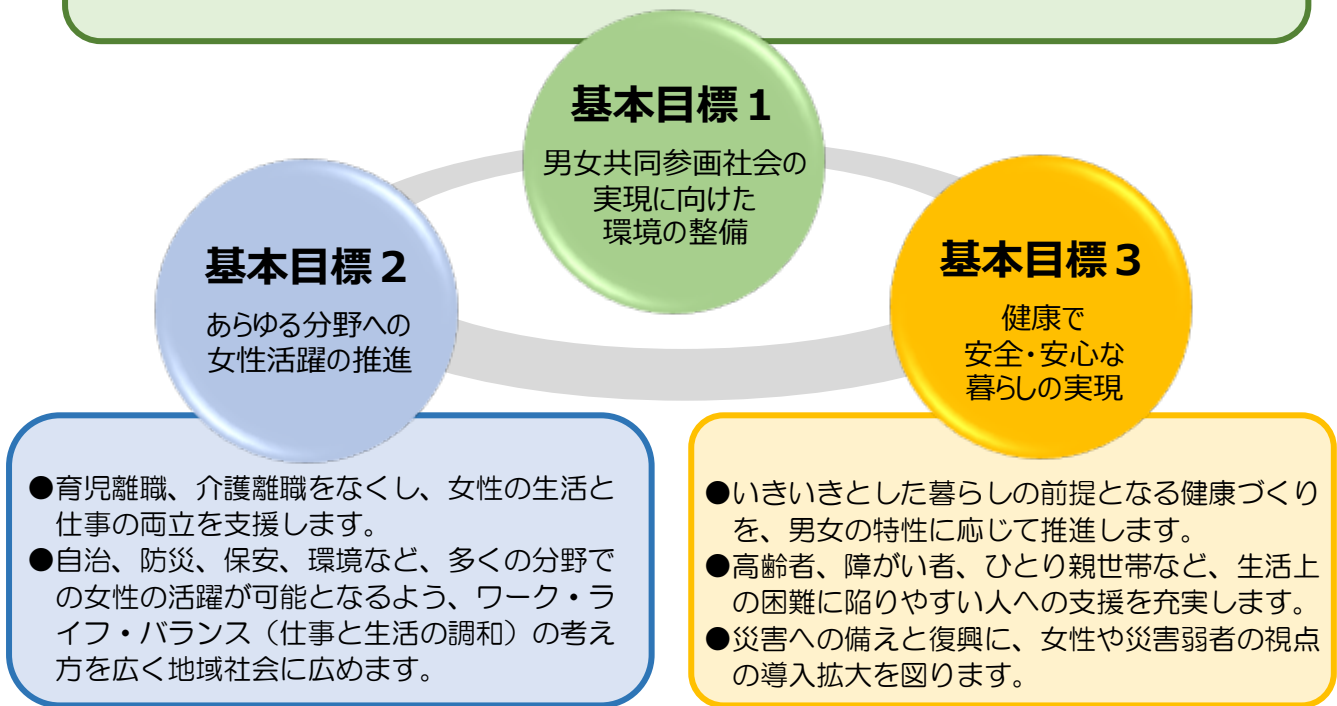
～ 一人ひとりが輝くまちづくりをめざして ～



## ● 計画の基本目標

計画の基本理念のもとで、3つの基本目標を以下のとおり設定します。

- 性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会づくりのための環境を整備します。
- 女性の活躍を妨げるものを無くすため、人権尊重を推進し、男女間の暴力根絶を目指します。
- 政策・方針決定の場への女性の参画を拡大します。



## ● 計画の管理指標

本計画は、以下の項目を管理指標として施策を推進します。

計画の管理指標【住民意識調査】	令和5年度 ※2023年6月調査
1. 家庭での意思決定において男女が平等となっていると思う割合	37%
2. 慣習・しきたりにおいて男女が平等となっていると思う割合	12%
3. 「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方に「同感しない」「どちらかといえば同感しない」の人の割合	67%
4. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも大切にすることを回答した人の希望と現実の割合の差	20%
5. 嫌がらせを受けたとき、誰（どこ）にも相談しなかった人の割合	18%
6. 男女共同参画社会を「よく知っている」「大体知っている」人の割合	46%
7. 桜川市男女共同参画プランを「よく知っている」「大体知っている」人の割合	11%

## ●基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

基本目標1では、性別による固定的な役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の理念浸透のため、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動を進めます。

◎主要課題として以下の項目が挙げられます。

### 1. 男女共同参画の理解の促進

- 男女共同参画に関する意識啓発
- 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究
- 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

### 2. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】

- ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 相談体制の整備

### 3. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

- 女性の政治や行政への参画意識の向上促進
- 審議会・委員会への女性の登用
- 職場・地域社会・団体における女性の参画促進

## ●基本目標2 あらゆる分野への女性活躍の推進

基本目標2では、男性中心型の労働慣行を変革し、職場生活と家庭生活が無理なく両立できるよう、意識の啓発や具体的な子育て支援策の充実等を図ります。更に、起業や再就職に向けた支援や多様な働き方を可能にする環境の整備に努めます。

◎主要課題として以下の項目が挙げられます。

### 1. 男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍の推進

- 男性型の働き方等の改革
- 男性の男女共同参画に関する理解の促進
- 性別による固定的役割分担意識の解消

### 2. 雇用の場における男女平等の確保

- 雇用の場における男女の機会均等の徹底
- 主体的に経営参画する女性の育成
- 能力向上・発揮促進のための支援

### 3. 職場生活と家庭生活の両立支援

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の整備
- 子育て支援策の充実
- 夫婦が共に責任を担う家庭生活の実現

## 4. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

- 男女が共に参画する地域活動の促進

## 5. 多様な働き方への支援

- 多様な働き方を可能にする就業条件の整備
- 起業・再就職に対する支援
- 農業・商工業などの自営業における働きやすい環境の整備

# ●基本目標3 健康で安全・安心な暮らしの実現

基本目標3では、市民の健康づくりへの支援や母子保健サービスの充実に努めるとともに、生活上の困難に直面しがちな人の自立支援につながる施策を推進します。更に、女性に配慮した避難所の整備や防災対策に男女両方の視点に立った防災体制づくりをし、災害弱者へのきめ細かな支援が可能となるよう努めていきます。

◎主要課題として以下の項目が挙げられます。

### 1. 生涯を通じた女性の健康支援

- 心身の健康保持・増進への支援
- 母子保健サービスの充実

### 2. 子どもが健やかに育つ環境整備

- 子どもが健やかに育つ生活環境の整備
- 児童虐待防止の推進
- 子どもに関する相談支援体制の整備

### 3. 貧困・高齢者・障がい者に対する自立支援

- 生活上で困難に直面する女性への支援
- 障がいのある人に対する支援
- 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 一人暮らしの高齢者・ひとり親の家庭等に対する支援

### 4. 男女共同参画の視点にたった防災・復興体制の確立

- 防災分野における男女共同参画の推進
- 復興における男女共同参画の推進





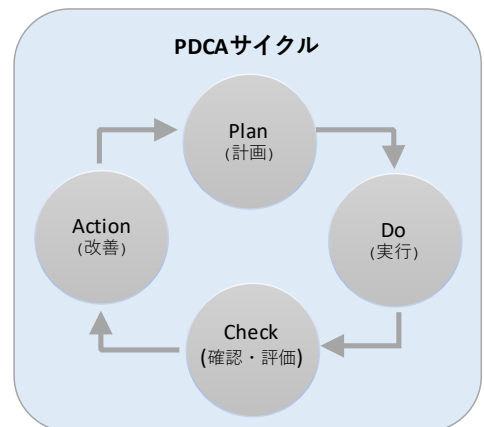
## ● 計画の推進

男女共同参画社会の形成に向けては、市が直接行う施策に加えて、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で計画の目的を理解し、主体的に取り組を展開することが期待されています。

本計画の成果を着実にあげるために、庁内各課との調整・連携を図った全庁的な体制で施策の推進にあたります。また、事業進捗管理は各主管課において行い、更に「桜川市男女共同参画庁内推進会議」に諮り、市民と庁内主管課の連携と整合性のとれた施策推進に努めます。

各施策の進捗状況は毎年調査します。その結果は、「桜川市男女共同参画庁内推進会議」等において把握し、達成度を分析するとともに、必要な事業の見直しを行い、効果的な展開と次年度の改善に繋げていきます。

なお、各主管課での事業実施においては「PDCA(Plan: 計画、Do: 実行、Check: 確認・評価、Action: 改善)サイクルを構築し、計画の評価・改善を行っていきます。



## 第2次桜川市男女共同参画推進プラン後期実施計画【概要版】

- 発行日 令和6年3月
- 発行者 桜川市
- 編集 桜川市市民生活部生活環境課  
〒309-1292  
茨城県桜川市岩瀬64番地2  
TEL：(0296) 75-3111 (代表)      FAX：(0296) 75-3021

※計画の詳細については、「第2次桜川市男女共同参画推進プラン後期実施計画」本編をご覧ください。